

こども110番

ポニーの家の登録・変更・辞退の届出等について

新ひだか町青少年センターでは、「こども110番 ポニーの家」の趣旨に賛同いただき、登録していただける事業者様を募集しています。

こども110番の家は、子どもが下校時等に、知らない人に声をかけられたり、後をつけられたり、強引に車に乗せられそうになったりするなど、怖い思いをした際の一時避難所です。警察等への通報や関係者が来るまでの一時保護をしていただきます。特に下校時（14時半頃～16時半頃）に在中のことが多く、子どもの保護ができる商店や事業所の方のご協力をお願いいたします。

なお、登録を希望する場合、登録後に登録内容に変更や登録の辞退をする場合には、下記のとおり手続きが必要となりますので、ご承知ください。

1 登録の申請

「こども110番 ポニーの家」の活動内容をご理解のうえ、登録を希望する事業者等の方は、下記の登録申請書を担当窓口まで、ご提出ください。

なお、登録にあたっては、避難しやすい場所であることや昼間の時間帯に所在している方がおり、年間を通して相当な期間について活動可能なこと、その他協力者として適任と認められることなどの諸要件がありますので、ご了承ください。

<登録された際には>

登録が行われた場合に、「こども110番 ポニーの家」のステッカーを交付しますので、建物の出入り口など見える場所にステッカーを貼り付けてください。

- 登録期間は、1年間としますが、青少年センターと協力者の双方に異議がなければ、更新するものとします。
- 既存で登録されている方で経年変化によりステッカーに劣化等が生じた場合は、連絡をお願いします。
- 登録を申請される場合には、警察、町内の学校等協力団体に、登録者の氏名・住所などを共有させていただきますことをご了承ください。

2 登録内容の変更等の届出

「こども110番 ポニーの家」となっている建物の場所に変更があった場合など、登録内容に変更があった場合は、その変更内容の届出をお願いいたします。

3 登録の辞退の届出

活動に協力することができなくなった場合など登録の辞退を希望する場合は、辞退の届出をお願いします。

また、現在、個人で「こども110番の家」に登録されている場合において、登録申請者の方が亡くなられた場合など、同居のご家族へ代表者の変更が必要です。なお、家族構成が変更になったことで、「こども110番の家」の協力を継続することが難しい場合は、辞退の届出をお願いします。

<各種の届出について>

「こども110番 ポニーの家」の活動において、登録された建物が変わった、転居して空き店舗（家）になった等の変更があった場合には、お手数をお掛けいたしますが、変更や登録辞退の届出をお願いいたします。

- 引っ越しなどの理由により空き店舗（家）状態となるなど、不在の時間が多くなつた際、いざという時に子どもが駆け込むことができず、本来の役目を果たすことが難しくなる場合があります。
- 不在の時間が多くなって活動協力ができなくなった、建物の所有（借主を含む）が変わったなどがあった場合は、担当窓口までご連絡いただけますようお願いいたします。
- **登録を辞退（取り消し）したときは、「こども110番 ポニーの家」のステッカーをはがして撤去するなどのご対応をいただきますよう、お願いいたします。**

（ご留意ください）

- | |
|---|
| ○ 新ひだか町こども110番の家事業に係る活動は、無償となっており、報償等の支給はありませんので、ご承知ください。 |
| ○ 登録者の方について、登録者名簿の更新のため、必要に応じて協力者の方の登録現況調査を行う場合がありますので、ご承知ください。 |

<令和8年3月5日現在>